

1 搬入・分別ルール

- ① **令和2年9月14日以降**、災害廃棄物の搬入ルールについては以下の通りとなります。分別ルールは、「4. 分別ルール」を参照してください。
- ② 受入施設は、人吉市災害廃棄物仮置場（人吉中核工業用地）のみです。人吉球磨クリーンプラザには持ち込まないでください。（ただし、生ごみなどの食品系廃棄物は除きます。）
- ③ その他、仮置場の運営委託先の指示に従ってください。

2 特別搬入許可証

- ・ 仮置場に、**災害廃棄物を搬入する際には、特別搬入許可証が必要**です。
- ・ 公費解体は緑色、自費解体はピンク色、片付けごみ等は黄色の色分けで特別搬入許可証を作成します。
- ・ 仮置場へ持ち込む際には、特別搬入許可証を提示してください。搬入のたびに裏面に日付印を押印します。

(1) 公費解体廃棄物

- ・ 解体受託業者からの依頼に基づき、市環境課で発行し、解体業者に交付します。
- ・ 1つの解体現場につき、3枚発行し、車両は特定しません。
- ・ 有効期間は原則2ヶ月とします。
- ・ 家屋解体廃棄物は、全て人吉市災害廃棄物仮置場にて受け入れます。



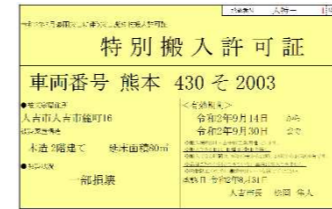
(2) 自費解体廃棄物

- ・ 特別搬入許可証は市環境課で発行します。
- ・ 発行受付時間は、平日の8時30分から17時15分までです。
- ・ 申請に必要な書類は以下のとおりです。
 - ① 被災家屋解体廃棄物特別搬入許可証交付申請書（市指定様式。HPからもダウンロード可。）
 - ② 印鑑（来庁者の印。認印可、シャチハタ不可。）
 - ③ 委任状、同意書（市指定様式。HPからもダウンロード可。）
 - ④ り災証明書又は被災証明書（コピー）
 - ※り災証明書・被災証明書が発行されない場合は写真。
 - ⑤ 解体工事請負契約書（原本とコピーを持参。原本は返却。）
 - ⑥ 収集運搬委託契約書（解体業者以外の者が解体廃棄物を収集運搬する場合のみ必要。）
- ・ 使用する車両ごとに発行します。
- ・ 有効期間は原則1ヶ月とし、必要に応じて延長します。



(3) 片付けごみ等

- ・ 家屋解体以外の災害ごみ（家屋の修繕等に伴い撤去したボード類等。）を処分する際にも、特別搬入許可証が必要になります。
- ・ 市環境課において、搬入前に特別搬入許可証の発行手続きが必要です。
- ・ 発行受付時間は、平日の8時30分から17時15分までです。
- ・ 申請に必要な書類は以下のとおりです。
 - ① 災害ごみ搬入許可証申請書（市指定様式。HPからもダウンロード可。）
 - ② り災証明書又は被災証明書（コピー）
 - ※り災証明書・被災証明書が発行されない場合は写真。
 - ③ 来庁者の印鑑
 - ④ 委任状（市指定様式。運搬業者等が手続きを代行する場合に必要。HPからもダウンロード可。）
 - ※搬入車両のナンバー、搬入回数を申請書に記入する必要があるため、控えてご来庁ください。
- ・ これまで同様、生ごみ系は持ち込めないため、通常のごみとしてごみステーションに出してください。



3 搬入時の注意事項

- ・ **特別搬入許可証に記載の有効期限等をよく確認してください。整合していない車両は搬入できません。**
- ・ 国道221号沿いでの待機は出来ません。仮置場内には車両待機場がありますので、国道に並ばないでください。
- ・ 仮置場の受入時間は、**日曜日・祝祭日以外の9時30分～12時・13時～16時**です。お昼時間等の受入時間外に搬入されても荷降ろしは出来ません。車両待機場でお待ちください。
- ・ **道路交通法は遵守し、過積載等がないようにしてください。**
- ・ **公費解体廃棄物及び自費解体廃棄物を運搬する場合は、荷台にシートを掛けてください。**シート（ネット可：被せた状態で網目5cm以下）を被せていない車両については、仮置場への搬入はできません。
- ・ シート掛け、シート外しは仮置場内で行ってください。（国道221号沿い等で行うことはできません。）
- ・ フレコンバッグについては、「4. 分別ルール」で指定してある廃棄物以外では使わないでください。（内容物が確認できる状態で搬入してください。）
- ・ 廃棄物の運搬については、落下や飛散をさせないよう、トラック荷台への積込みや固定はしっかりと行い、出発前に再確認をしてください。
- ・ 交差点での右左折時やカーブなど遠心力が生じる場合や、停車から発進する場合の加速度が生じる場合は、特に注意してください。

4 分別ルール

No.	受入品目	分別ルール
1	コンクリートがら	
2	コンクリート二次製品	セメント瓦含む
3	アスファルトがら	
4	自然石・庭石	
5	木くず（柱・梁）	石膏ボード等は外してください
6	木くず（生木・木製家具類）	家具類は中身を出してください
7	畳・むしろ	
8	土壁・泥壁	
9	石膏ボード	品目ごとにフレコンに入れて、マジックで内容物を記載
10	スレート・サイディング・ケイ酸カルシウム板・コロニアルくず	
11	石綿含有廃棄物	
12	木毛セメント板	
13	断熱材（保温くず）	
14	瓦（焼き瓦）	セメント瓦除く
15	ガラス・陶磁器	
16	レンガ・タイル	
17	金属くず	
18	リサイクル家電5品目（洗濯機・冷蔵庫・テレビ・エアコン・衣類乾燥機）	品目ごとに分けて降ろします
19	その他家電（パソコン・電子レンジなど）	
20	ソファ・ベットのマット	
21	可燃物・布団・カーテン・衣類・紙くず・プラ製家具類・塩ビパイプ等	
22	処理困難物（蛍光管・電池・バッテリー・石油ストーブ・ソーラーパネル・廃タイヤ・ガスボンベ・カセットボンベ等）	品目ごとに分けて降ろします
23	解体残さ（土砂混じりがれぎ）	

※この分別ルールは、変更になる場合があります。変更があった場合は、運営委託先の指示に従ってください。

【本書の内容についてのお問い合わせ】
 人吉市 市民部環境課 災害廃棄物対策室
 TEL：0966-22-2111（内線：2711）

【分別ルールについてのお問い合わせ】
 人吉市災害廃棄物仮置場 運営委託先：石坂グループ
 TEL：050-5433-5258